

## 香川県条例第6号

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 略</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。